

令和2年度（2020年度）熊本県「心の輪を広げる体験作文」
及び「障害者週間のポスター」募集要領

1 目的

本要領は、「令和2年度心の輪を広げる障害者理解促進事業実施要領（令和2年2月13日付け内閣府特命担当大臣決定）」に基づき実施する「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の募集と併せて、本県が独自に行う表彰等について定める。

2 主催

内閣府及び熊本県

3 募集テーマ

(1) 心の輪を広げる体験作文

出会い、ふれあい、心の輪 一障がいのある人とない人との心のふれあい体験を広げようー

(2) 障害者週間のポスター

障がいの有無にかかわらず誰もが能力を発揮して安全に安心して生活できる社会の実現

4 応募資格

(1) 心の輪を広げる体験作文

小学生以上（特別支援学校の小学部、中学部及び高等部の児童生徒を含む。居住地が熊本市以外の方。ただし、児童生徒については、学校所在地が熊本市以外の方。）

(2) 障害者週間のポスター

小学生及び中学生（特別支援学校の小学部及び中学部の児童生徒を含む。学校所在地が熊本市以外の方。）

5 募集の方法

(1) 心の輪を広げる体験作文

① 募集は、小学生、中学生、高校生、一般の4部門に区分して行う。

作文の題名は自由とし、内容は、障がいのある人とない人との心のふれあいの体験をつづったものとする。なお、応募作品は未発表のもの1編に限る。

② 原則として400字詰め原稿用紙（B4判縦書き）を用い、小学生、中学生は2～4枚程度、高校生、一般は4～6枚程度とする。

③ 題名、住所、氏名（ふりがな）、年齢（生年月日）、性別、職業又は学校名（学年）、電話・FAX番号、障がいの有無・程度、その他参考となる事項を記した用紙を応募作品に添付すること。

④ 募集作品は、原則として返却しない。

(2) 障害者週間のポスター

① 募集は、小学生、中学生の2部門に区分して行う。

内容は、障がい者に対する理解促進に資するものとし、障がいのある人とない人の間の相互理解・交流を促進するものとする。なお、応募作品は、未発表のもの1点に限る。

② 応募作品は、造形的表現で訴えるものとし、標語それに類する文字は入れないこと。

③ 規格は、画用紙のB3判（横364mm×縦515mm）又はいわゆる四つ切り（横382mm×縦542mm）を使用し、これに満たない作品は、B3判又は四つ切りの大きさの台紙に貼付すること。

彩色画材は自由とする。なお、内閣府が「障害者週間のポスター」を作成する際のレイアウトの都合上、作品は縦位置（縦長）のみとする。

- ④ 題名、住所、氏名（ふりがな）、年齢（生年月日）、性別、学校名（学年）、電話・FAX番号、障がいの有無・程度、その他参考となる事項を書いた用紙を応募作品に添付すること。
- ⑤ 募集作品は、原則として返却しない。
- ⑥ 例年、②及び③にあるが「標語それに類する文字は入れないこと」、「縦位置（縦長）のみ」が守られていないため、選考対象にできない作品がみられるので、規定を遵守するよう、充分留意すること。

※ 個人で応募する場合

作文、ポスターとも、別紙に題名、住所、氏名（ふりがな）、年齢（生年月日）、性別、職業又は学校名（学年）、電話（連絡先）・FAX番号等、障がいの有無・程度、その他参考になる事項を記載して添付すること。（別紙1）

※ 学校・団体等で一括応募する場合

作文、ポスターとも、別紙に学校（団体）名、学年・組、学校（団体）住所、学校（団体）電話・FAX番号等、取りまとめをした担当者名を記載し、作品に通し番号を割り振り、題名、作成者氏名（ふりがな）、性別、障がいの有無・程度、その他参考になる事項を一覧表にして添付すること。（別紙2）

ポスターについては、各作品の裏面に題名、学年・組、学校名（団体）名を記入するか、記入した用紙を貼付すること。（県障がい者支援課 HP に参考様式あり）

6 選定方法及び表彰

応募作品は、熊本県において審査し、作文、ポスターとも、部門毎に最優秀作品（1点）、優秀作品（2点）を選定のうえ、入賞者に対して県知事からの賞状と賞状入れを贈呈する。なお、作文、ポスターの各部門の最優秀作品については、全国選考に推薦を行う。

審査結果は、学校等を経由して通知する。

最優秀作品受賞者については、くまもとハートウィーク開催事業において招待し表彰する。また、ハートウィーク実行委員会より副賞（最優秀作品：5千円図書券、優秀作品：3千円図書券）を贈呈し、応募者全員に、参加賞を配付する。

7 募集期間

令和2年7月1日（水）から令和2年9月2日（水）まで（必着）

8 応募先

熊本県庁 健康福祉部子ども・障がい福祉局 障がい者支援課 社会参加班
（居住地が熊本市以外の方。ただし、児童生徒については、学校所在地が熊本市以外の方。）

9 その他

本要領に定めのない事項については、「令和2年度心の輪を広げる障害者理解促進事業実施要領（令和2年2月13日付け内閣府特命担当大臣決定）」によるほか、その他必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和2年6月17日から施行する。